

資産税証明書は

令和8年1月5日～変わります

国は、デジタル化の推進のために全国標準システムの導入を法律で決めました。これを受け、本市の税務システムは、国の標準仕様に準拠した新システムに移行することになります。新システム移行に伴い、本市の資産税証明書の様式や名称が変更になりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

1. 変更になる時期

令和8年1月5日（月）～

※ 現行の証明書等の交付は、令和7年12月26日（金）までとなります。

2. 変更になる証明書

現在の証明書 （～令和7年12月26日）

土地課税台帳兼名寄帳

家屋名寄帳

家屋課税台帳

評価証明書

公課証明書

資産証明書

償却資産課税台帳

登録事項証明書

廃止

統合

名称変更

名称変更

記載事項変更

新設

新設

名称変更

新しい証明書 （令和8年1月5日～）

名寄帳兼（補充）課税台帳
（土地・家屋・償却資産）

固定資産（土地・家屋）評価証明書

固定資産（土地・家屋）公課証明書

資産証明書

無資産証明書

固定資産課税証明書
（土地・家屋・償却資産）

償却資産課税台帳（閲覧用）

Q1 名寄帳の変更内容を教えてください。

これまでの名寄帳は、家屋または土地のどちらか一方の資産、あるいは、特定の資産のみを指定することができましたが、新様式では、一切の選択ができなくなるため、所有するすべての資産が記載されることになります。

記載事項については、これまでの評価額、課税標準額、土地地目、家屋構造等の他、新たに各納期における税額等の事項が追加されることになります。

Q2. 資産証明書の変更内容を教えてください

記載内容が変更になります。これまでは、所有するすべての家屋、土地、償却資産の評価額合計等が1枚に記載される形式でしたが、新様式は、1筆・棟単位で記載される形式になります。なお、特定の資産を指定することはできません。

Q3 新設された無資産証明書、固定資産課税証明書とはどういうものですか？

無資産証明書とは、本市に所有する固定資産がないことを証明するものです。固定資産課税証明書とは、固定資産税と都市計画税に関する課税標準額や年税額、軽減措置等されている税額等を1枚に記載して交付するものです。

Q4.特定の資産だけの証明書を申請することはできますか？

評価証明書と公課証明書については、従来どおり資産の指定が可能です。

Q5 交付手数料に変更はありますか？

交付手数料の単価の変更はありませんが、資産証明書については、1筆・棟単位での記載に変更になるため、計算方法が評価証明書や公課証明書と同じ方法に変更となります。

証明の種類	手数料
名寄帳兼(補充)課税台帳(土地・家屋・償却資産)	1枚400円
固定資産(土地・家屋)評価証明書	5筆又は5棟まで 400円 1筆又は1棟増すごとに 70円追加
固定資産(土地・家屋)公課証明書	5筆又は5棟まで 400円 1筆又は1棟増すごとに 70円追加
資産証明書	5筆又は5棟まで 400円 1筆又は1棟増すごとに 70円追加
無資産証明書	1枚400円
固定資産課税証明書(土地・家屋・償却資産)	1枚400円
償却資産課税台帳(閲覧用)	1枚400円
償却資産種類別明細書	1枚400円

Q6 新しい証明書の様式サンプルは閲覧できますか？

本市ホームページで閲覧可能となっておりますのでご確認ください。

資産税証明書の様式変更に伴い、資産税証明交付申請書と委任状も変更になりますので、併せてご確認ください。

【URL】 <https://www.city.yonezawa.yamagata.jp/soshiki/1/1003/4/10285.html>



【お問合せ先】 米沢市 総務部 税務課 土地担当・家屋担当 (☎0238-22-5111)